



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成 25 年 9 月

シャープ株式会社

この目論見書により行う株式93,508,800千円（見込額）の募集（一般募集）及び株式14,636,160千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成25年9月18日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

従って、発行価格及び売出価格等については、今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書又は臨時報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書又は当該臨時報告書の訂正報告書が公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間（※1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（※2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（※3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（※2）に係る有価証券の借入れ（※3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

※1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年9月19日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書又は臨時報告書の訂正報告書が提出され、当該訂正届出書又は当該訂正報告書が公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間となります。かかる有価証券届出書の訂正届出書及び臨時報告書の訂正報告書は、平成25年10月7日から平成25年10月9日までの間のいずれかの同一の日に提出されます。なお、上記臨時報告書及びその訂正報告書は、この目論見書により行う株式の募集及び売出しと同時に決議された海外市場における株式の募集に関し提出されるものです。

※2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

※3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2. 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内一般募集株数）、海外募集株数、海外引受会社の買取引受けの対象株数、海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/topics/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

発 行 価 格 未 定

売 出 価 格 未 定

シャープ株式会社

大阪市阿倍野区長池町22番22号

目 次

【表紙】

(株価情報等)

頁

1	【株価、P E R 及び株式売買高の推移】	1
2	【大量保有報告書等の提出状況】	2
第一部	【証券情報】	3
第1	【募集要項】	3
1	【新規発行株式】	3
2	【株式募集の方法及び条件】	4
3	【株式の引受け】	7
4	【新規発行による手取金の使途】	7
第2	【売出要項】	9
1	【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
2	【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	10
	【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第3	【第三者割当の場合の特記事項】	14
第二部	【公開買付けに関する情報】	15
第三部	【参照情報】	15
第1	【参照書類】	15
第2	【参照書類の補完情報】	15
第3	【参照書類を縦覧に供している場所】	22
第四部	【提出会社の保証会社等の情報】	22
第五部	【特別情報】	22
	「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	23
	事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	24

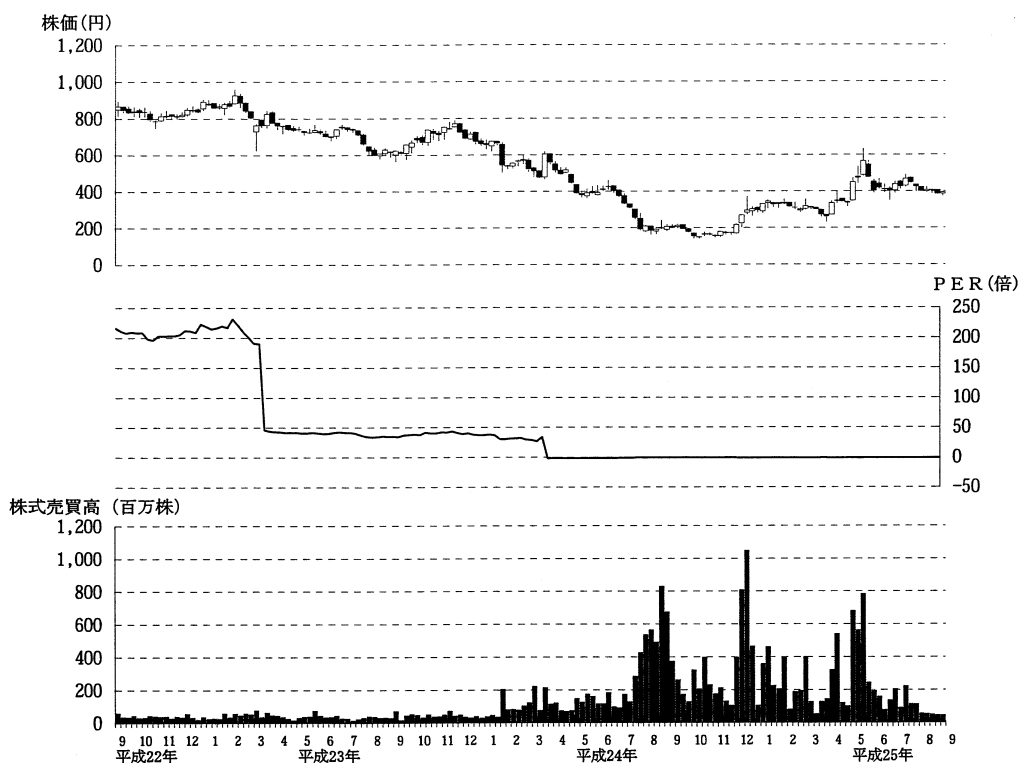
【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 9 月18日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高 橋 興 三
【本店の所在の場所】	大阪市阿倍野区長池町22番22号
【電話番号】	(06)6621—1221(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部財務部長 山 本 雅 一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号 シャープ株式会社東京支社
【電話番号】	(03)5446—8221(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部財務部 I R グループ 副参事 五十嵐 哲 也
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 93, 508, 800, 000円 オーバーアロットメントによる売出し 14, 636, 160, 000円
	(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年 9 月 12 日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年 9 月 12 日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第 1 項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	シャープ株式会社東京支社 （東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成22年9月13日から平成25年9月6日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益}}$$

平成22年9月13日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成25年4月1日から平成25年9月6日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

(平成24年3月期及び平成25年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。)

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年3月18日から平成25年9月12日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数（株）	株券等 保有割合 （％）
株式会社みずほ銀行	平成25年7月15日	平成25年7月22日	変更報告書 （注）1	47,910,469	4.03
みずほ証券株式会社				3,951,582	0.33
みずほ信託銀行株式会社				26,690,000	2.24
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	平成25年7月22日	平成25年7月29日	変更報告書 （注）2	41,678,116	3.51
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社				21,926,127	1.84
三菱ＵＦＪ投信株式会社				3,565,000	0.30
カブドットコム証券株式会社				1,344,000	0.11
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社				2,130,993	0.18

- （注） 1 株式会社みずほ銀行、みずほ証券株式会社及びみずほ信託銀行株式会社は共同保有者とされております。
- 2 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、三菱ＵＦＪ投信株式会社、カブドットコム証券株式会社及び三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は共同保有者とされております。
- 3 上記大量保有報告書等は関東財務局及び近畿財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	280,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

(注) 1 平成25年9月18日（水）開催の取締役会決議によります。

- 2 上記発行数は、平成25年9月18日（水）開催の取締役会において決議された公募による新株式発行の発行株式総数408,000,000株の一部をなすものであります。本募集（以下「国内一般募集」という。）とは別に、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集（以下「海外募集」という。）が行われます。

なお、公募による新株式発行に際しては、国内一般募集株数（新規発行株式の発行数）280,000,000株及び海外募集株数128,000,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数120,000,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数8,000,000株）を目処に募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、後記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の発行価格等決定日に決定されます。

海外募集等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 海外市場における当社普通株式の募集について」をご参照下さい。

- 3 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から42,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 4 公募による新株式発行とは別に、平成25年9月18日（水）開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村証券株式会社が割当先とする当社普通株式42,000,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

- 5 公募による新株式発行とは別に、平成25年9月18日（水）開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 並行第三者割当増資について」に記載の株式会社デンソー、株式会社マキタ及び株式会社LIXILを各割当予定先とする当社普通株式の第三者割当増資（以下「並行第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

- 6 国内一般募集及び海外募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 7 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成25年10月7日（月）から平成25年10月9日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で国内一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、国内一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	—	—	—
一般募集	280,000,000株	93,508,800,000	46,754,400,000
計（総発行株式）	280,000,000株	93,508,800,000	46,754,400,000

- （注） 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年9月12日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注) 1、2	未定 (注) 1	1,000株	自 平成25年10月10日（木） 至 平成25年10月11日（金） (注) 3	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年10月17日（木） (注) 3

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成25年10月7日（月）から平成25年10月9日（水）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、国内一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内一般募集株数）、海外募集株数、海外引受会社の買取引受けの対象株数、海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/topics/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に本有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成25年9月30日（月）から平成25年10月9日（水）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年10月7日（月）から平成25年10月9日（水）までを予定しております。

従いまして、

- ① 発行価格等決定日が平成25年10月7日（月）の場合、申込期間は「自 平成25年10月8日（火）至 平成25年10月9日（水）」、払込期日は「平成25年10月15日（火）」
- ② 発行価格等決定日が平成25年10月8日（火）の場合、申込期間は「自 平成25年10月9日（水）至 平成25年10月10日（木）」、払込期日は「平成25年10月16日（水）」

- ③ 発行価格等決定日が平成25年10月9日（水）の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。
- 4 国内一般募集の国内共同主幹事会社は野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社（以下「国内共同主幹事会社」と総称する。）であります。当社普通株式を取得し得る投資家のうち機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が共同で行います。また、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、国内共同主幹事会社が共同で行います。
- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

従いまして、

- ① 発行価格等決定日が平成25年10月7日（月）の場合、受渡期日は「平成25年10月16日（水）」
- ② 発行価格等決定日が平成25年10月8日（火）の場合、受渡期日は「平成25年10月17日（木）」
- ③ 発行価格等決定日が平成25年10月9日（水）の場合、受渡期日は「平成25年10月18日（金）」
- となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

（３）【申込取扱場所】

後記「３ 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大阪法人支店	大阪市中央区今橋四丁目２番１号
株式会社三菱東京UFJ銀行 大阪営業部	大阪市中央区伏見町三丁目５番６号 なお、平成25年10月15日（火）より、現所在地での建物建て替えに伴い、仮店舗にて営業するため、所在地は以下のとおりとなります。 大阪市北区堂島浜一丁目１番５号

（注） 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはい行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		3 引受手数料は支払われません。ただし、国内一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
計	—	280,000,000株	—

（注） 引受株式数及び引受株式数の合計数（新規発行株式の発行数）は、発行価格等決定日に決定されます。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
93,508,800,000	729,000,000	92,779,800,000

（注） 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成25年9月12日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額92,779,800,000円については、国内一般募集と同日付をもって当社取締役会で決議された海外募集の手取概算額上限42,266,880,000円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限13,916,320,000円を合わせた手取概算額合計上限148,963,000,000円について、当社グループが平成28年3月までに計画する設備投資資金に全額を充当する予定であります。具体的には、50,000,000,000円をディスプレイデバイス事業における中小型液晶の高精細化及び歩留まり改善等のための設備投資資金に、24,700,000,000円を健康環境事業におけるASEAN地域での製造設備の新設及び増強等を中心とする設備投資資金に、13,000,000,000円を重点5事業領域の開拓に向けた研究開発設備資金に、残額をプロダクトビジネス及びデバイスビジネスにおける上記以外の設備投資資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）現在、以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)

セグメント の名称	事業内容	設備等の主な 内容・目的	投資予定額	設備投資の実施 予定時期	資金調達の方法
プロダクト ビジネス	デジタル情報家電事業	国内及び新興国向け液晶テレビ用開発/生産設備等	17,400	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
	通信システム事業	国内向け通信端末用開発/生産設備等	14,100	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
	健康環境事業	インドネシア新工場設備等	44,500	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
	ビジネスソリューション事業	デジタル複合機向け開発/生産設備等	16,700	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
	ソーラー事業	国内向け高出力モデル向け開発設備等	8,300	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
デバイス ビジネス	電子デバイス事業	カメラモジュール/GaN（窒素ガリウム）パワーデバイス開発/生産設備等	33,500	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
	ディスプレイデバイス事業	高精細化、歩留まり改善のための設備投資等	86,000	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
全社（共通）	—	重点5事業領域の開拓を含む研究開発設備等	21,000	平成25年度～平成27年度	公募増資資金、自己資金及び借入金
計	—	—	241,500	—	—

- (注) 1 全社（共通）は、各セグメントに配分していない設備投資の計画数値です。
- 2 上記設備投資計画完成後の増加能力につきましては、多種多様な製品を生産しており、記載が困難であるため、省略しております。
- 3 上記設備投資計画に必要な資金は、公募増資資金、自己資金及び借入金をもって充当する予定です。
- 4 公募増資資金には、本件第三者割当増資の手取概算額を含んでいます。
- 5 重点5事業領域とは、当社が新たな事業領域として平成25年5月14日に公表した「2013～2015年度中期経営計画」で掲げた「ヘルスケア・医療」、「ロボティクス」、「スマートホーム/モビリティ（含車載）/オフィス」、「食/水/空気の安心安全」、「教育」を指します。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	42,000,000株	14,636,160,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から42,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内一般募集株数）、海外募集株数、海外引受会社の買取引受けの対象株数、海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/topics/>）（新聞等）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に本有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成25年9月12日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成25年10月10日（木） 至 平成25年10月11日（金） (注) 1	1,000株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成25年10月18日（金）（※）であります。

※ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 海外市場における当社普通株式の募集について

国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集（海外募集）が、Nomura International plc、Mizuho International plc及びMorgan Stanley & Co. International plcを海外共同主幹事引受会社とする海外引受会社の総額個別買取引受けにより行われます。また、当社は海外引受会社に対して追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与します。

公募による新株式発行の発行株式総数は408,000,000株であり、国内一般募集株数（新規発行株式の発行数）280,000,000株及び海外募集株数128,000,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数120,000,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数8,000,000株）を目的に募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定されます。

なお、国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社であります。

また、海外の投資家向けには英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容（連結財務書類を含む。）は本書と同一ではありません。

2 ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり当該募集に係る受渡日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換できる有価証券の発行、当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行又は自己株式の処分等（ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資、並行第三者割当増資及び株式分割に伴う当社普通株式の発行、平成23年6月23日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）」に基づく当社普通株式の発行並びに平成24年3月27日に締結した鴻海精密工業股份有限公司を中心とするグループ企業4社との資本業務提携契約に基づく当社普通株式の発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

さらに、国内一般募集及び海外募集に関連して、並行第三者割当増資の各割当予定先である株式会社デンソー、株式会社マキタ及び株式会社LIXILは、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、原則として当社株式の売却等を行わない旨を合意しております。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から42,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、42,000,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村証券株式会社に取得させるために、当社は平成25年9月18日（水）開催の取締役会において、野村証券株式会社に割当先とする当社普通株式42,000,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成25年11月12日（火）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、野村証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年11月5日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がある限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。従って、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、上記の取引に関して、野村証券株式会社は、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これらを行います。

（注）1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 42,000,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集における発行価額と同一とする。 |

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成25年11月11日（月）
- (6) 払込期日 平成25年11月12日（火）
- (7) 申込株数単位 1,000株

2 シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成25年10月7日（月）の場合、「平成25年10月10日（木）から平成25年11月5日（火）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成25年10月8日（火）の場合、「平成25年10月11日（金）から平成25年11月5日（火）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成25年10月9日（水）の場合、「平成25年10月12日（土）から平成25年11月5日（火）までの間」

となります。

4 並行第三者割当増資について

国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、平成25年9月18日（水）開催の取締役会において、株式会社デンソーとは協業関係の強化を目的に、また、株式会社マキタ及び株式会社LIXILとは資本業務提携を目的に、株式会社デンソー、株式会社マキタ及び株式会社LIXILを各割当予定先とする当社普通株式の第三者割当増資（並行第三者割当増資）を行うことを決議しております。

並行第三者割当増資にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく国内一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に並行第三者割当増資が国内一般募集における親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）として行われた場合であっても、実質的に、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、国内一般募集が中止となる場合は、並行第三者割当増資も中止いたします。

詳細につきましては、平成25年9月18日提出の並行第三者割当増資に係る有価証券届出書をご参照下さい。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第119期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第120期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月7日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月1日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月18日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本5の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）までの間において変更及び追加がありました。なお、以下の内容は「事業等のリスク」について一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____ 〆で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、下記に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（平成25年9月18日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

【事業等のリスク】

(1) 世界市場の動向・海外事業について

当社グループは、日本だけではなく、欧米やアジア諸国を中心に世界の各地域で事業活動を行っており、日本を含む世界各地における景気・消費の動向(特に個人消費及び企業による設備投資の動向)、他社との競合、製品の需要動向や原材料の供給状況、価格変動などは、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。また、当該地域の政治的・経済的な社会情勢が、同様に影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社グループの海外事業に関して、各地域における事業の監督や調整の困難さ、世界経済の低迷から受ける影響の増加、外国の法令及び課税等に関するリスク、事業を行うに際しての多様な基準や慣行、貿易制限、政治的不安定及びビジネス環境の不確実性、日本との政治的・経済的関係の変化及び社会的混乱並びに人件費の増加及び労働問題等が、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性がある。

(2) 為替変動の影響

当社の連結売上高に占める海外売上高の割合は、平成23年3月期47.3%、平成24年3月期51.9%、平成25年3月期59.4%である。また、当社グループは、海外で製造した製品を国内においても販売するなど、製造された国以外の国においても当社製品を販売している。このため、為替予約及び最適地生産の拡充・強化等によるリスクヘッジを行っているが、当社グループの業績は為替変動の影響を受ける可能性がある。

(3) 中期経営計画について

当社は、平成25年5月14日に中期経営計画を発表し、その実現に向け鋭意企業努力を行っているが、当該計画は当社製品及びサービスに関する顧客需要、為替レート、金利並びに国内外における一般的経済成長率等といった外的な要素につき様々な前提を置いたものであり、また、当社が計画において発表したとおりの業務活動を実行できるという保証があるものでもない。さらに、事業構造改革による事業効率の改善及びコスト削減が計画どおりに実現されず、又は実現されたとしても市場環境若しくは競争条件の影響を受ける可能性がある。このため、当社は、中期経営計画において定めた目標を達成できない可能性がある。さらに、事業構造改革を遂行することに伴い追加的に損失が発生する可能性もある。

(4) 特定の製品・顧客に対する依存について

当社グループの液晶ディスプレイ及びデジタル情報機器の純売上高は、当社グループの純売上高の過半数を占めているため、こうした製品に対する顧客の需要の減少、製品価格の下落、代替性若しくは競争力のある他社製品の出現又は新規企業の参入による競争の激化等により当社グループの業績は悪影響を受ける可能性がある。特に液晶ディスプレイ事業については、平成24年3月期及び平成25年3月期において相当規模の営業損失を計上している。

また、当社グループは、特に液晶ディスプレイ及び携帯電話について、その顧客が少数に限られており、当社グループの売上高の相当程度の部分は、当該少数の特定の顧客に対するものである。こうした重要な顧客向けの販売は、当社グループ製品の問題だけでなく、当該顧客の製品に係る需要の減少や仕様の変更、当該顧客の営業戦略の変更など当社グループによる管理が及ばない事項を理由として落ち込む可能性があり、そのような場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当該顧客が、当社グループの財務状況に対する懸念から、当社グループとの取引規模を縮小する可能性や、特定の製品について、当該顧客の関連会社との取引を優先する可能性もある。さらに、こうした少数の顧客との取引関係の維持・発展のために、当社グループの業務に関して様々な制限を受ける可能性がある。

(5) 戦略的提携・協業等について

当社グループは、企業競争力強化と収益性向上及び各事業分野における新技術や新製品の開発強化のためサムスン電子グループ及びクアルコムグループ等の外部企業との間で戦略的提携・協業を実施するほか資本提携契約を締結しており、今後もかかる提携を積極的に推進する方針である。これら戦略的パートナーとの間における戦略上の問題やその他の事業上等の問題の発生及び目標変更等により、提携・協業関係を維持できなくなった場合や、協力関係から十分な成果が得られない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。この他、かかる提携・協業に関連して、同業他社との提携・協業の実施が制限される可能性があり、提携・協業の条件により当社の業務の自由度が制限される可能性がある。また、戦略的パートナーとの資本提携に伴う株式の発行によって当社株式の希薄化が発生する可能性も存する。例えば、当社は、サムスン電子グループに対して、当社がビジネス・ソリューション事業の一部の売却を実行する場合の優先的交渉権を付与している(もともと当社には現状当該事業の売却の意図はない。))。

また、平成24年3月27日に締結した鴻海精密工業股份有限公司を中心とするグループ企業4社(以下「鴻海精密工業グループ」という。)との資本業務提携契約に基づく株式の払込みはなされていないが、同契約は、1株当たり550円にて当社普通株式121,649,000株を鴻海精密工業グループが引き受ける旨を定めており、その契約期間は3年で、更新可能であると規定されている。このため、有価証券届出書の提出を含む一定の条件を満たし、鴻海精密工業グループに対する上記株式の発行が行われた場合には、当社株式の希薄化が発生する可能性がある。なお、鴻海精密工業グループは、かかる株式の発行条件の変更が合意された旨公表しているが、当社はそうした事実はないものと考えている。

(6) 取引先等について

当社グループは、多くの取引先から資材の調達やサービス等の提供を受けている。それら取引先については、十分な信用調査のうえ取引を行っているが、需要の低迷や価格の大幅な下落等による取引先の業績等の悪化、突発的なM&Aの発生、自然災害や事故の発生、また、法令違反等の不祥事の発生や、サプライチェーンにおける「紛争鉱物問題」をはじめとする人権・環境問題等に関わる法的規制の影響、一部の部材等について供給業者が限られていることなどにより、調達先から部材等が十分に供給されない、あるいは、調達した部材等の品質が十分でないことが考えられ、そのような場合には、代替的な調達先との間で現在の調達先との取引条件よりも不利な条件での取引を余儀なくされる可能性があり、また代替する調達先を適時に見つけられない可能性がある。これにより、当社グループの製品の品質の低下、コストの増加、顧客への納期の遅延等が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

また、当社グループは、特定の顧客との間の契約に基づき、当社グループの製品の売買取金として前受金の支払いを受けている。現在、かかる前受金の返還債務は、当該顧客に対する当社グループの売買取金売掛債権と相殺されているが、当社グループの財務状況により、当該顧客との間の契約に従ってこれらの前受金の大部分の返還が求められる可能性がある。前受金の返還が求められる場合、当社グループの営業キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。

(7) 財務状態の及ぼす影響について

当社グループは、事業資金を銀行・生命保険会社等の金融機関からの借入及び社債の発行等により調達しており、総資産に対するこうした借入等の割合は平成25年3月末現在54.8%となっている。このうち当該借入等に対する短期借入等の占める割合は79.6%となっている(なお上記借入等の当社グループの総資産に対する割合は、平成25年6月末現在55.5%となっており、このうち当該借入等に対する短期借入等の占める割合は63.8%となっている。)。このため、当社グループは、こうした借入等の返済のためキャッシュ・フローの使途に制限を受け、また、金利水準が上昇した場合に費用の増加を招く可能性がある。また、既存債務のリファイナンスも含め、必要な資金を必要な時期に適当と考える条件で調達できない等、資金調達が制約されるとともに、資金調達コストが増加する可能性があり、それにより、当社グループの事業、業績及び財政状態が悪影響を受ける可能性がある。当社グループが複数の金融機関との間で締結している借入れに係る契約には財務制限条項が定められているものもあり、今後当社グループの連結純資産が財務制限条項に定める水準を下回ることとなった場合又は連結営業利益及び連結当期利益が一定の水準を下回ったにもかかわらず、これに伴い当社が誠実に協議しなかったような場合には、借入先金融機関の請求により、当該借入れについて期限の利益を喪失する可能性がある。さらに、当社が当該財務制限条項に違反する場合、社債その他の借入れについても期限の利益を喪失する可能性がある。

また、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行は、当社の主たる借入金金融機関であり、必要に応じて両行に対して財政状態の改善策等に関する相談も行っているほか、平成25年6月には両行の出身者各1名が当社の取締役役に選任されている。

また、当社グループは、会計基準の改訂により、退職給付債務に関わる相当額の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を貸借対照表上に負債として計上することが求められており、その結果、平成26年3月末時点の当社グループの純資産が著しく減少する可能性がある。なお、平成25年3月末現在の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務は125,285百万円である。

こうした当社グループの借入等への依存及びこれに関連した信用格付けの低下又は当社グループの財政状態の悪化は、財務状態の強固な競業他社との競争において不利に働く可能性があり、また、借入先又は取引先との契約関係上の問題を生じさせる可能性も存する。

(8) 技術革新等について

当社グループが事業を展開する市場は、技術革新が急激に進行しており、それに伴う社会インフラの変化や市場競争の激化、技術標準の変化、技術の陳腐化、代替技術の出現などにより、新製品を適時に導入することができない、製品在庫の増加や開発資金を回収できないなど、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。また、技術面以外に、価格やマーケティングの観点からも厳しい競争下にあり、当社グループがかかる競争を勝ち抜いていくことができるとは限らない。競合他社との熾烈な競争の結果次第では、当社グループとして既存の事業の縮小又は撤退を余儀なくされる可能性があり、かかる事業の縮小又は撤退のために追加的費用が発生する可能性がある。さらに、当社グループは、他社との共同開発契約に基づいて協力して研究開発を行っており、かかる協力関係を維持できない、協力関係から十分な成果が得られない、又は協力関係の円滑な解消ができない可能性がある。当社は、株式会社半導体エネルギー研究所との間におけるIGZOの新技术に関する共同開発契約を終了することに合意しているが、同社からのライセンスは従前どおり存続し、今後の当社グループにおける技術開発については、当社グループ単独で従前の計画に従い継続可能である。しかしながら、他社との協力関係についても同様の円滑な解消ができるという保証はない。

(9) 知的財産権について

当社グループは、独自開発した技術等について、国内外において特許権、商標権その他の知的財産権を取得することにより、若しくは他社と契約を締結することにより、その保護に努めている。

しかしながら、特許出願等に対し権利が付与されない場合や、第三者からの無効請求等がなされる場合等により、当社グループの十分な権利保護が受けられない可能性があり、また、ライセンス提供によるロイヤリティー収益が十分に確保できない可能性がある。加えて、当社グループ保有の知的財産権を第三者が不正に使用する等、当社グループが保有する知的財産権が競争上の優位性をもたらさない、又はその知的財産権を有効に行使できない可能性がある。また、当社グループが第三者から受けているライセンスがライセンス期間の満了その他何らかの理由により終了する可能性や、第三者により知的財産権の侵害を主張され、その解決のために多額の費用を費やす可能性があり、さらに、第三者による侵害の主張が認められた場合に多額の対価の支払い、当該技術の使用差し止めなどの損害が発生する可能性がある。

また、当社グループからライセンスを受けている他社が第三者に買収された場合には、従来当社グループがライセンスを付与していない第三者がライセンスを獲得し、その結果、当社グループが知的財産権の優位性を失う可能性や、当社グループと当該第三者との間の提携等により従来当社グループの事業にはなかった新たな制約が課せられる可能性とこれらを解決するために新たな対価支払いを強いられる可能性がある。さらに、かかる提携等が他の第三者との既存のライセンス契約に抵触していると主張された場合には、当該提携等の解約等を強いられる可能性もある。

また、職務発明に関して、社内規程で取り決めている特許報償制度にて発明者に対して報償を行っているが、発明者より「相当の対価」を求める訴訟を提起される可能性がある。

以上のような知的財産権に関する問題が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(10) 長期投資・長期契約について

当社グループは、これまで製造設備等に対し積極的な投資を行っており、多くの固定資産を有している。かかる製造設備等については、それらが想定通り稼働しないこと又は設備の性質や契約上の制約から他製品のための転用が難しいこと等から、想定していたような収益の獲得に結びつかず、場合によっては減損損失を計上する必要があるなど、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当社グループは、のれん等の固定資産も有している。今後、事業の収益性が悪化したり、保有資産の市場価格が著しく下落したこと等により、減損処理が必要になった場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

加えて、当社グループは、多数の長期契約を有しており、それらの長期契約の多くは、その契約期間中、固定価格又は定期的にのみ調整される価格による取引を約束するものであるため、当該契約期間における価格又は費用の変動は当社グループの事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。特に、ソーラーパネルの原材料に関してこうした契約が存在しており、中でもポリシリコンの購入契約は、最長で平成32年末まで、合計して25,639トン（平成25年6月末現在）を近時における時価水準を大幅に上回る価格（平成25年9月4日現在の時価を加重平均で1キログラムあたり約2,500円上回る。）で購入することを当社に義務づけるものとなっている。平成25年5月14日に発表した当社グループの中期経営計画は、中期経営計画期間中におけるかかる時価を上回る水準でのポリシリコン等の購入義務をその前提として組み込んでいる。また、堺工場における当社グループの太陽電池事業に関して、当社グループは、サプライヤーとの間で、年間480メガワットの太陽電池を生産するために必要な電気の供給について長期契約を締結しているが、市況により、堺工場における実際の生産量は現在年間160メガワットに留まっているため、過度な生産コストが生じている。

(11) 製造物責任について

当社グループは、高品質の製品の提供をめざし、厳密な品質管理基準にしたがって各種の製品を製造しているが、当社グループの製品には、消費者向けのものが多く、また、革新的な技術を利用したものも含まれており、これらの製品に欠陥等が存した場合には製造物責任その他の責任を負う可能性がある。当社は、万一、製品の欠陥等が発生した場合のメーカー責任を果たすために、製造物責任に基づく賠償に備え保険に加入しているが、予期せぬ事情による大規模なリコールや訴訟の発生が、ブランドイメージの低下や、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(12) 法的規制等について

当社グループが事業を展開する各国において、当社グループは、事業や投資の許可、輸出制限、関税、会計基準・税制をはじめとする様々な規制の適用を受けている。また、当社グループの事業は、通商、独占禁止、製造物責任、消費者保護、知的財産権、製品安全、環境・リサイクル関連、内部統制、労務規制等の各種法規制の適用を受けている。これら各種法規制の変更及び変更に伴う法規制遵守対応のための追加的費用発生の場合、あるいは当社グループにおいてこうした法規制の違反が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

また、当社製品に関連した事故が発生した場合、消費生活用製品安全法や関連通達による事故報告及び公表制度に基づく事故情報の公表により当社ブランドイメージが低下する可能性がある。

(13) 訴訟その他法的手続きについて

当社グループは全世界で事業活動を展開しており、各国で訴訟その他の法的手続きの当事者となるリスクを有している。当社グループが訴訟その他の法的手続きの当事者となった場合、各国の法制度・裁判制度の違いもあり、事案によっては巨額の損害賠償金や罰金等の支払いを命じられる可能性もある。

なお、TFT液晶事業に関し、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米において損害賠償を求める民事訴訟が提起されている。日本の公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、審判手続で命令の取消を求めたが、平成25年7月に当社の請求を棄却する審決が出され命令が確定した。かかる手続きや訴訟の結果について、将来発生する可能性のある損失を合理的に見積り、必要と認められる額を訴訟損失引当金に計上しているが、現時点ですべてを予測・見積ることは困難である。また、現在進行中の手続きに加え、今後新たに規制当局による調査や民事訴訟の提起がなされる可能性もある。

いずれも、不利な結果が生じる場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(14) 個人情報、その他情報流出について

当社グループは、顧客、取引先、従業員等の個人情報やその他秘密情報を有している。これら情報の保護に細心の注意を払っており、全社管理体制の下、管理規程を遵守するための従業員教育及び内部監査の実施等の施策を推進しているが、万一、情報の流出が発生した場合、当社グループの信用低下や多額の費用発生(流出防止対策、損害賠償等)により当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(15) 大規模自然災害の発生について

当社グループは、地震・台風を始めとした大規模自然災害に備え、被害縮小を図るべく予防・応急対策及び早期復旧・復興に向けた事業継続計画を作成・推進しているが、大規模自然災害の発生により、当社グループ及び取引先の事業活動に被害が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(16) 原子力発電所事故に伴うリスクについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故は、国内外の市場環境に様々な悪影響を与えており、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼしている。また、平成23年の東京電力及び東北電力管内の電力使用制限、関西電力管内等の節電要請を機に、全社をあげて節電の取り組みを推進しており、平成24年夏季の関西電力管内における具体的な数値目標を伴った節電要請等に対応し、さらに平成24年冬季の数値目標を伴わない節電要請等に対応した。今後も、政府の電力使用制限、各電力会社からの節電要請等により、電力供給不足が深刻化し、電力使用量の大幅な削減を要請された場合や計画停電等の事態に至った場合には、工場の操業低下、一時生産停止となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

また、今後各電力会社で実施される電気料金の大幅値上げについても、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(17) 有能な人材確保における競争について

当社グループの将来の成功は、科学・技術、マネジメント分野などでの優秀な人材の確保に大きく依存している。しかし、各分野での有能な人材の需要は供給を上回っているため、人材確保における競争は高まっている。さらに、当社グループは日本国外においても多数の従業員を雇用しており、これらの従業員を適切に管理する必要がある。こうした状況下、在籍している従業員の流出の防止や人材の獲得ができない場合は、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

(18) その他の主な変動要因

上記の他、当社グループの業績は、事故や紛争・暴動・テロ等の人為的災害、新型インフルエンザなどの感染症の流行、株式市場や債券市場の大幅な変動などの多様な影響を受ける可能性がある。

(19) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループでは、IGZO液晶搭載モデル等、スマートフォンのラインアップ拡充や需要が旺盛な国内市場向け太陽電池、さらにはモバイル端末向け高性能カメラモジュールなど、顧客ニーズを捉えた特長デバイス、独自商品の創出と販売強化に努めた。加えて、人件費を中心とした固定費や総経費の徹底削減をはじめ、設備投資の抑制等、経営改善諸施策の推進により、平成25年3月期の下半期は営業損益ベースで黒字転換を果たすことができた。しかしながら、年度ベースでは、平成24年3月期に引き続き、平成25年3月期においても多額の営業損失・当期純損失を計上し、重要な営業キャッシュ・フローのマイナスとなった。また、第20回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還期限が平成25年9月30日に到来し、自己資金での償還が困難となる懸念があった。こうした状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているが、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第119期）の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（3）事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策」及び上記に掲げた参照書類としての四半期報告書（第120期第1四半期）の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（6）事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を実施しているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと結論付けた。そのため、当社グループの平成25年3月期の連結財務諸表及び平成25年6月30日をもって終了した第1四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表には、「継続企業の前提に関する事項」に関する注記は存在しない。しかしながら、かかる結論は、主要貸付銀行の支援協力の下、平成25年6月に期限が到来した既存のシンジケートローン（内訳：タームローン及び資金枠（アンコミット型））の継続及び平成25年9月に償還期限が到来する第20回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金としての追加資金枠（アンコミット型）の設定、資産の売却及び当社グループの製造設備の稼働率向上のための施策、並びに当社グループの黒字転換を目的として平成25年5月14日に発表された中期経営計画の完遂といった対応策の実施を前提としている。従って、当社グループが上記の対応策を計画通り実施することができない場合には、当社グループの業績、財政状態及び事業の継続に重大な影響を及ぼす可能性がある。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

シャープ株式会社本社
(大阪市阿倍野区長池町22番22号)
シャープ株式会社東京支社
(東京都港区芝浦一丁目2番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

なお、参照書類のうち株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所との現物市場統合が行われた平成25年7月16日より前に提出されたものにつきましては、上記に加え、以下においても縦覧に供されております。

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	シャープ株式会社	
代表者の役職氏名	取締役社長	高橋 興三

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。
469,787百万円

(参考)

(平成23年8月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
631円	× 1,110,699,887株	= 700,851百万円

(平成24年8月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
227円	× 1,110,699,887株	= 252,128百万円

(平成25年8月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
384円	× 1,188,491,887株	= 456,380百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

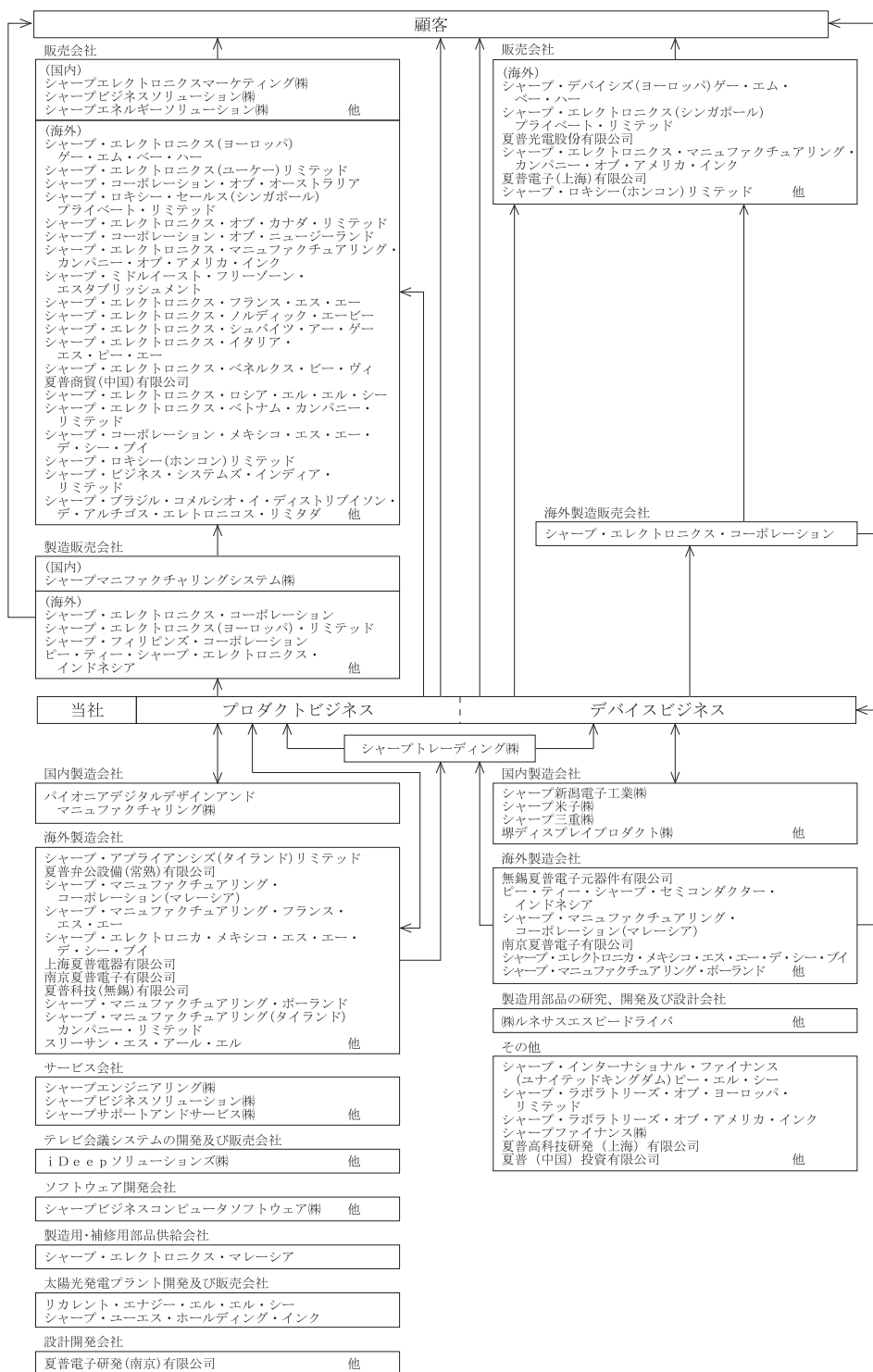
1. 事業内容の概要

当社グループは、平成 25 年 6 月 30 日現在、当社、連結子会社 80 社及び持分法適用会社 23 社を中心に構成され、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造・販売を主な事業内容としている。

部門別の主要製品名及び主要会社名は次のとおりである。

部門	主要製品名	主要会社名
プロダクトビジネス	デジタル情報家電 液晶カラーテレビ、カラーテレビ、プロジェクター、ブルーレイディスクレコーダー、ブルーレイディスクプレーヤー、携帯電話機、タブレット端末、電子辞書、電卓、ファクシミリ、電話機	当社 シャープエレクトロニクスマーケティング(株) シャープマニファクチャリングシステム(株) シャープエンジニアリング(株) シャープビジネスソリューション(株) シャープエネルギーソリューション(株) シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ)ゲー・エム・ベー・ハー シャープ・アプライアンスズ(タイランド)リミテッド
	健康・環境 冷蔵庫、過熱水蒸気オーブン、電子レンジ、小型調理機器、エアコン、洗濯機、掃除機、空気清浄機、扇風機、除湿機、加湿機、プラズマクラスターイオン発生機、電気暖房機器、理美容機器、LED照明機器、ソーラー・LED照明灯、ネットワーク制御ユニット	
	太陽電池 結晶太陽電池、薄膜太陽電池	夏普弁公設備(常熟)有限公司 南京夏普電子有限公司
	ビジネスソリューション POSシステム機器、ハンディーターミナル機器、電子レジスタ、インフォメーションディスプレイ、デジタル複合機、各種オプション・消耗品、各種ソフトウェア、FA機器、洗浄機	シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ)・リミテッド
デバイスビジネス	液晶 アモルファスシリコン液晶ディスプレイモジュール、IGZO液晶ディスプレイモジュール、CGシリコン液晶ディスプレイモジュール	当社 シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション 無錫夏普電子元器件有限公司 南京夏普電子有限公司
	電子デバイス CCD・CMOSイメージャ、液晶用LSI、マイコン、フラッシュメモリ、アナログIC、衛星放送用部品、地上波デジタルチューナ、高周波モジュール、ネットワーク部品、半導体レーザ、LED、光ピックアップ、光センサ、光通信用部品、レギュレータ、スイッチング電源	

当社グループの事業の系統図は、概ね次のとおりである。



2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第115期	第116期	第117期	第118期	第119期
決算年月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
売上高 (百万円)	2,847,227	2,755,948	3,021,973	2,455,850	2,478,586
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△82,431	30,995	59,124	△65,437	△206,488
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△125,815	4,397	19,401	△376,076	△545,347
包括利益 (百万円)	—	—	4,389	△384,880	△507,878
純資産額 (百万円)	1,048,447	1,065,860	1,048,645	645,120	134,837
総資産額 (百万円)	2,688,721	2,836,255	2,885,678	2,614,135	2,087,763
1株当たり純資産額 (円)	944.24	949.19	932.46	568.83	106.90
1株当たり当期純利益又 は当期純損失(△) (円)	△114.33	4.00	17.63	△341.78	△489.83
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	3.78	16.47	—	—
自己資本比率 (%)	38.6	36.8	35.6	23.9	6.0
自己資本利益率 (%)	△11.1	0.4	1.9	△45.5	△145.3
株価収益率 (倍)	—	292.3	46.8	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	25,435	303,564	167,443	△143,302	△81,075
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△222,229	△253,805	△244,613	△159,557	7,110
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	186,229	△35,441	△6,254	256,381	51,637
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	317,358	328,125	241,110	193,772	187,866
従業員数 (人)	54,144	53,999	55,580	56,756	50,647

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第115期、第118期及び第119期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」欄については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していない。

3 第115期、第118期及び第119期の「株価収益率」欄については、当期純損失であるため、記載していない。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第115期	第116期	第117期	第118期	第119期
決算年月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
売上高 (百万円)	2, 254, 395	2, 147, 682	2, 431, 217	1, 873, 629	1, 787, 116
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△109, 008	△15, 707	26, 445	△91, 774	△234, 089
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△131, 524	△17, 449	12, 458	△359, 846	△529, 881
資本金 (百万円)	204, 675	204, 675	204, 675	204, 675	212, 336
発行済株式総数 (千株)	1, 110, 699	1, 110, 699	1, 110, 699	1, 110, 699	1, 176, 623
純資産額 (百万円)	985, 550	969, 478	957, 344	578, 888	64, 728
総資産額 (百万円)	2, 381, 729	2, 480, 952	2, 506, 476	2, 296, 471	1, 674, 268
1 株当たり純資産額 (円)	895. 56	881. 01	870. 03	526. 10	55. 50
1 株当たり配当額 (うち、1 株当たり 中間配当額) (円)	21. 00 (14. 00)	17. 00 (7. 00)	17. 00 (10. 00)	10. 00 (5. 00)	— (—)
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△119. 51	△15. 85	11. 32	△327. 03	△475. 93
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	10. 58	—	—
自己資本比率 (%)	41. 4	39. 1	38. 2	25. 2	3. 9
自己資本利益率 (%)	△12. 3	△1. 8	1. 3	△46. 8	△164. 7
株価収益率 (倍)	—	—	72. 9	—	—
配当性向 (%)	—	—	150. 2	—	—
従業員数 (人)	22, 825	22, 331	21, 844	21, 538	18, 016

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第115期、第116期、第118期及び第119期の「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益」欄については、潜在株式が存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載していない。

3 第115期、第116期、第118期及び第119期の「株価収益率」及び「配当性向」欄については、当期純損失であるため、記載していない。

